



かんちゃん



145号

令和元年5月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総北海



しょうちゃん



中津城(大分県)

〔主要目次〕

令和元年度 税制改正の概要…………… 2～4	広報だより……………12
令和元年度 国の一般会計予算等の概要… 4～6	第46回通常総会（中津大会）のご案内……………13
局連だより…………… 7～9	
「税の標語」の応募状況等……………10～11	軽減税率制度が実施されます…………… 14～16

消費税 活かすみんなの 間税会



<http://www.kanzeikai.jp>

税制改正の概要

令和元年度税制改正においては、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設等を行う。このほか、森林環境税及び森林環境譲与税の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等が講じられた。

なお、改正事項は多岐にわたるため、主要の事項のみを掲載した。

一 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除の拡充

- ① 消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長する。(現行10年間⇒13年間)
- ② 11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定する。
- ③ 適用期間は令和元年10月1日から令和2年12月31日までとする。

(2) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(令和6年度から年額1,000円)及び森林環境譲与税(令和元年度から譲与)を創設する。

(3) ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

(4) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、未婚(事実婚状態は除く)のひとり親で児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下である者に対し、個人住民税を非課税とする。

二 資産課税

(1) 個人事業者の事業承継税制の創設等

- ① 新たな個人事業者の事業承継税制を10年間の時限措置として創設する。(現行の事業用小規模宅地特例との選択適用)

イ 事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額の納税を猶予する。

ロ 法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により、制度の適正性を確保する。

- ② 現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地は原則として本特例の対象から除外する。

(2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

- ① 教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や用途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長する。

- ② 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、贈与があった年の前年の受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長する。

三 法人課税

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

- ① オープンイノベーションの対象となる試験研究費の範囲を拡大するとともに、控除上限を法人税額の10%(現行:5%)に引き上げる。

(※) 研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究に係る税額控除率については、

25%とする。

- ② 総額型について、研究開発投資の増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発投資を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（現行：25%）に引き上げる。
- ③ 売上に比して高い水準の研究開発を行っている企業について、総額型の控除率を割増した上で、高水準型を総額型に統合する。

(2) 中堅・中小企業による設備投資等の支援

- ① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等の適用期限を2年延長する。
- ② 地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合の特別償却率を50%（現行：40%）、税額控除率を5%（現行：4%）に引き上げる等の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。
- ③ 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて、事前防災を強化する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却ができる措置を講じる。

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- ① 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じる。
- ② 具体的には、消費税率10%段階において、復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税とするとともに、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税として、人口を譲与基準（不交付団体に対する譲与制限あり）とし譲与する。

四 消費課税

(1) 車体課税の見直し

- ① 令和元年10月1日以後に購入した新車から、小型自動車を中心に自家用乗用車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる。
- ② 自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。
- ③ 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽

課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。

なお、消費税率引上げに配慮し、令和3年4月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。

- ④ 政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリット車に重点化する。

(2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（臨時販売場制度の創設）

地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やし、外国人旅行消費額により一層の拡大等を図るため、既に輸出物品販売場の許可を受けた事業者が、

- ① あらかじめ、臨時販売場の設置について所轄税務署長の承認を受け、
- ② 出店の前日までに、臨時販売場を設置する具体的な場所、期間等を税務署長に届け出ることにより、その臨時販売場を免税店とみなし免税販売できることとする。

五 国際課税

○ BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

- ① 移転価格税制について、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えるとともに、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置を導入する。
- ② 過大支払利子税制について、利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化する。

六 納税環境整備

(1) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し

金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、次の見直しを行う。

- ① 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除を認めない。
- ② 金地金等に係る仕入税額控除について、現行の帳簿に加え、「本人確認書類の写し※」の保存を必要とする。

（※）本人確認書類

個人：免許証、パスポート等

法人：登記事項証明書等

(2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備（情報照会手続の整備）

仮想通貨取引など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、現在、実務上行われている事業者等に対する任意の照会

について税法上明確化するとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するため、特に必要な場合に限り、国税当局が事業者等に情報照会できる手続きを整備する。

令和元年度

国の一般会計予算等の概要

令和元年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算

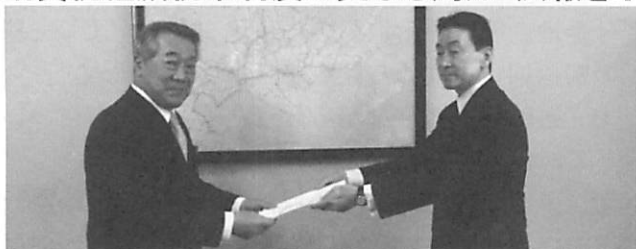
令和元年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和元年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B - A)	伸率
歳 入				%
1. 租 税 収 入 及 印 紙 収 入	590,790	624,950	34,160	5.8
2. そ の 他 収 入	49,416	63,016	13,601	27.5
3. 公 債 金	336,922	326,605	△ 10,317	△3.1
(1) 公 債 金	60,940	69,520	8,580	14.1
(2) 特 例 公 債 金	275,982	257,085	△ 18,897	△6.8
合 計	977,128	1,014,571	37,443	3.8
歳 出				
1. 国 債 費	233,020	235,082	2,062	0.9
2. 一 般 歳 出	588,958	619,639	30,680	5.2
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	155,150	159,850	4,701	3.0
合 計	977,128	1,014,571	37,443	3.8

(注) 令和元年度概算額には、臨時・特別の措置額 (20,280億円) を含む。

消費税軽減税率制度の更なる周知・広報を！



高橋会長が札幌国税局鈴木忍課税第二部長を表敬訪問(3月)。軽減税率制度等の円滑な実施について懇談(意見交換)したほか、国税局から「説明会の開催等、軽減税率制度の更なる周知・広報」について協力要請があり、鈴木課税第二部長から高橋会長(写真左)に要請文が手交されました。

北海道間税会連合会 会長 高橋 則行

心に響くふるさとの銘酒
菊 勇 株 式 有 限 公 司
酒田 市 黒 森 字 葎 葉 山 650 TEL 0234(92)2323 FAX 0234(92)2485

2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

令和元年度の国の租税及び印紙収入の予算額は、一般会計分62兆4,950億円、特別会計分は3兆9,263億円となっています。

これを税目別にみますと次のようになっており、消費税の収入は19兆3,920億円で、所得税に次ぐ基幹税となっています。

税 目	予 算 額	構成比	税 目	予 算 額	構成比
直 接 税	億円	%	間 接 税 等	億円	%
所 得 税	199,340	30.0	消 費 税	193,920	29.2
復 興 特 別 所 得 税	4,196	0.6	酒 税	12,710	1.9
法 人 税	128,580	19.4	た ば こ 税	8,890	1.3
地 方 法 人 税	6,876	1.0	た ば こ 特 別 税	1,260	0.2
相 続 税	22,320	3.4	揮 発 油 税	23,030	3.5
地 方 法 人 特 別 税	21,360	3.2	地 方 揮 発 油 税	2,464	0.4
直接税計	382,672	57.6	石 油 ガ ス 税	70	0.0
			石油ガス税（譲与分）	70	0.0
			航 空 機 燃 料 税	520	0.1
			航空機燃料税（譲与分）	149	0.0
			石 油 石 炭 税	7,070	1.1
			電 源 開 発 促 進 税	3,300	0.5
			自 動 車 重 量 税	3,760	0.6
			自動車重量税（譲与分）	2,750	0.4
			国 際 観 光 旅 客 税	500	0.1
			関 税	10,340	1.6
			と ん 税	110	0.0
			特 別 と ん 税	138	0.0
			印 紙 収 入	10,490	1.6
			間接税等計	281,541	42.4
			合 計	664,213	100.0

(注) 1 総額66兆4,213億円のうち、一般会計分は62兆4,950億円、特別会計分は3兆9,263億円となっています。

2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人特別税	2兆1,360億円
地方法人税	6,876
地方揮発油税	2,464
石油ガス税（譲与分）	70
航空機燃料税（譲与分）	149
自動車重量税（譲与分）	2,750
特別とん税	138
たばこ特別税	1,260
復興特別所得税	4,196

3 直接税と間接税等の比率

令和元年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるように57.6：42.4ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間接税等	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26	578,492	100	328,821	56.8	249,670	43.2
27	599,694	100	335,753	56.0	263,941	44.0
28	589,563	100	328,527	55.7	261,035	44.3
29	623,803	100	360,767	57.8	263,036	42.2
30（補正後）	638,003	100	371,987	58.3	266,016	41.7
令和元（予算）	664,213	100	382,672	57.6	281,541	42.4

（備考）1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税 所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

四国間税会連合会

会 長 村上 義憲

香川県間税会連合会 会長 村上 義憲
 愛媛県間税会連合会 会長 佐伯 要
 徳島県間税会連合会 会長 佃 充生
 高知県間税会連合会 会長 熊沢慎一郎

広島国税局間税会連合会

会 長 池田 晃治

広島県間税会連合会 会長 久保 弘睦
 山口県間税会連合会 会長 村谷 太洋
 岡山県間税会連合会 会長 浅野 益弘
 鳥取県間税会連合会 会長 杉原弘一郎
 島根県間税会連合会 会長 山崎 純



南九州間税会連合会
会長 池部 正紀

本年9月20日に全間連・第46回通常総会を担当させていただきます南九州間税会連合会は、熊本県連、宮崎県連、鹿児島県連、大分県連の4県連で構成され、それぞれ特色のある活発な活動を展開しております。今回は各県連からの便りをご紹介します。

【熊本県間税会連合会】 会長：青木祐心

●山鹿間税会〔税の周知活動〕

熊本県北部の歴史ある温泉地の山鹿市を中心として組織された山鹿間税会（会長：藤嶋正文）では、平成26年より毎年2月の第一日曜日に「税を考える週間」に募集した「税に関する作文」の入賞者の表彰と代表による「作文の朗読会」を開催しています。

さらに市民サービスとして、熊本県の伝統的な大衆演劇「肥後仁〇伽（ひごにわか）」をメインとした催しを『国指定重要文化財・八千代座』で行っています。



八千代座

この『八千代座』は明治44年(1911年)1月にこけら落としされた大変由緒ある全国でも貴重な芝居小屋です。しかし昭和40年代には庶民の娯楽が多様化し時の流れに取り残され、一時は廃屋同

然の状態でした。そこで山鹿市民を中心に昭和62年よりその復興運動や寄付活動が始まり、平成の大改修を経て平成13年に完成しました。

その間にも多数の芸能が催され、特に坂東玉三郎は平成2年より毎年公演を重ねておられます。また、近年は市川海老蔵親子の公演も年間のイベントとして行われ、約700席が毎年満席になる程の人気です。

昨年までは山鹿間税会の単独主催でしたが、今年度の第6回目を期に、公益社団法人山鹿法人会と共催し、さらに山鹿・植木地区税務協力団体の後援をいただき、より多くの方々に税務協力団体の広報を行っています。

今年は最初に、山鹿中学校吹奏楽部の演奏、続いて主催者の山鹿間税会の藤嶋会長の挨拶、そして中学生・高校生の「税に関する作文」の表彰が行われました。6名の受賞者の中から、栗原凜乃さん(菊鹿中学校3年)、有田菜奈美さん(城北高校3年)の朗読があり、会場からは盛大な拍手と感動がありました。その後、山鹿小学校音楽部による合唱、そしていよいよ演芸です。落語・物まね、最後は「肥後仁〇伽（ひごにわか）」の公演でした。

約700名の観客は、そのほとんどが一般の方々に、その中には熊本国税局や近隣の税務署の役職員の方もいらっしゃり、毎年ご来場くださっています。まだ6年目ですが多くの皆様に税務協力団体の役割や位置付けを知っていただく意味では大変素晴らしい企画であります。

藤嶋会長は、「山鹿市の活性化と八千代座の復興支援と合わせて、国の基盤となる租税の良き理解者として活動し、税制改革が行われる今後、次世代に大きな負担を残さず、活力と魅力のある社会になることを念願しています」と挨拶し、山鹿間税会が間税会の広報のみならず広く社会に目を向けている姿を紹介されました。

【宮崎県間税会連合会】 会長：木村繁弘

宮崎県間税会連合会では、毎年、事業活動の一環として「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを約3,000枚作成し、県内の「租税教育推進校」

の租税教室に活用していただいております。

●都城間税会〔青年部発足〕

都城間税会（会長：石原学）では、昨年9月3日青年部の発会式を行い、宮崎県内では、宮崎・日南・延岡に続き4番目の青年部発足となりました。

平野青年部長・川崎副部長を中心に第1回研修会を、9月10日同市のメインホテルにおいて開催し、ご来賓として中元眞吾都城税務署長、森秀幸法人課税第一部門統括調査官にご臨席いただきました。

なお、本年3月11日には、同ホテルにおいて、第2回青年部会に21名が参加し、池田宜永都城市長はじめ、ご来賓の方々や会員以外の方もお招きしての異業種交流会を行い、大変有意義な時間を過ごすことができました。

今後も青年部は本会の活動を盛り立て、会員増強を推進する所存です。

●宮崎間税会〔租税教室参加〕

本年1月、宮崎税務署が主催する、租税教育指定校の小学校5校（6年生300名）を対象とした授業に参加いたしました。冒頭、間税会の組織の紹介をしていただいたのち、クリアファイルを使用して世界の消費税率や日本の現行税率、本年10月に導入される予定の10%税率と軽減税率制度について分かりやすく説明がありました。

（事務局長 山口清一）

○租税教室開催校



宮崎市立 木花小学校



宮崎市立 東小学校

【鹿児島県間税会連合会】 会長：窪田伸一

鹿児島県連は11の単位会をもって昭和51年10月に組織されています。

本土最南端の鹿児島県連は離島が多く存在するため、奄美大島間税会、種子屋久間税会は離島ゆえに鹿児島県連の会合や活動には船舶若しくは飛行機を利用しての参加となり、また、単位会の間税会活動においても様々な制約を受けていますが間税会の目的達成のために日夜活動を展開されています。

鹿児島県連の特徴といえる活動として、県連の青年部女性部は税務署の幹部を招いての税の研修会や講演会を開催し、税の広報とともに自己研鑽に努めています。

また、毎年開催しています研修会を兼ねた納涼船での交流会には、大分県連・熊本県連・宮崎県連の会員さんも参加されるようになり、各県連の会員の皆様との交流の場としてにぎやかなひと時を過ごしています。

また、青年部の活動では、奄美大島、指宿、川内、鹿屋各間税会があげられ、特に鹿屋間税会の青年



鹿児島県 イラスト表彰

部会は毎月2回の活動を行い、毎月の定例会と研修会、広報活動、交流会、ボランティア活動としての献血活動、小学生に呼び掛けて『イラストだ税』と題して税に関するイラストを募集し、税に関心を持ってもらう活動を展開しています。

【大分県間税会連合会】

会長：池部正紀

●中津間税会〔全国大会開催地「中津市」のご紹介〕

大分県中津市は福岡県との県境の街で、南九州間連の管内では最北端に位置します。

江戸時代までは豊前国（ぶぜんのかに）の中心であり、慶應義塾の創設者である福澤諭吉先生の故郷です。

福澤先生は江戸末期の天保5年（1835年）、大坂に置かれた中津藩の蔵屋敷で生まれ、父百助の死により、1歳半で中津に帰り、そして、長崎に出る19歳までの青少年期を過ごしました。幼い頃から、手先が器用な先生は母をよく助け、また、土蔵の2階を自分で手入れして勉強部屋にし、自らの学問の基礎をつくりました。

中津には、先生の原点を物語る国指定史跡の福澤諭吉旧居が、いまでも当時のままの姿を残しています。このほかにも、わが国初の洋学校「中津市学校跡」、義塾初代塾長「濱野定四郎の生誕地」や三代塾長「小幡篤次郎生誕地」、その名を冠し蔵書を収めた「小幡記念図書館」、そして「独立自尊の碑」など、ゆかりの地が数多くあります。



福澤諭吉 旧居



独立自尊の碑

なお、市街中心部では城下町の散策を楽しめ、文化財や歴史的建造物として青の洞門、羅漢寺、中津城などを観光することができ、市域南部には景勝地の耶馬溪、また、少し足を延ばして、お隣の宇佐市には全国4万余社の八幡社の総本宮として有名な国宝・宇佐神宮があります。

本年9月の全国大会では多数のみなさまのお越しを心よりお待ちしております。

(中津間税会 広報担当)

南九州間税会連合会

会長 池部正紀

大分県間税会連合会	会長 池部正紀
熊本県間税会連合会	会長 青木祐心
鹿児島県間税会連合会	会長 窪田伸一
宮崎県間税会連合会	会長 木村繁弘

事務局 〒871-0024

大分県中津市中央町2-3-16

TEL:0979-24-5480 FAX:0979-24-5485

E-mail: kanzei@honten.co.jp

現代の文化を支える製紙技術

創業100余年の歴史と伝統

●兼六ボール ●クラフトボール ●チップボール ●黄板紙
●色ボール ●紙管原紙 ●各種紙器用板紙 ●各種貼合加工品



加賀製紙株式会社

代表取締役社長 中島秀雄

〒921-8054 金沢市西金沢1丁目111番地
TEL (代) 076(241)1151・(営業直通) 076(241)1155・FAX 076(241)0239

「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、平成30年度は26回目になりました。

平成30年度においては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、全国から452,388点（昨年度：419,103点）にのぼる多数の応募がありました。

「税の標語」の募集は、租税教育及び税の啓発活動の観点から、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会にとって主要な事業になっています。

この募集活動をさらに進めるために、「税の標語」を100点以上募集した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっており、平成30年度においては、215の間税会に支給されました。

○「税の標語」局間連別の応募状況

区分	平成30年度			平成29年度		
	応募数	構成比	応募単会数	応募数	構成比	応募単会数
	点	%		点	%	
東 京	196,811	43.50	82(84)	191,453	45.68	78(84)
関東信越	72,279	15.98	60(63)	60,277	14.38	63(63)
大 阪	0	0.00		0	0.00	
北 海 道	7,713	1.70	14(30)	8,212	1.96	13(30)
仙 台	7,493	1.66	9(52)	7,592	1.81	8(52)
東 海	112,791	24.93	38(48)	103,753	24.76	35(48)
北 陸	7,123	1.57	7(15)	3,490	0.83	6(15)
広 島	21,217	4.69	34(50)	15,276	3.64	31(50)
四 国	7,536	1.67	7(25)	9,297	2.22	11(24)
福 岡	8,738	1.93	14(31)	7,304	1.74	12(31)
南九州	5,097	1.13	7(35)	5,266	1.26	9(35)
沖 縄	4,118	0.91	1(6)	4,864	1.16	2(6)
業 種	0	0.00		0	0.00	
ネット他	1,472	0.33		2,319	0.55	
合 計	452,388	100.0	274(439)	419,103	100.0	268(438)

○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	麴 町	1,175	東 京	西新井	1,580	東 京	大 和	2,531	関東信越	日 立	143
"	神 田	714	"	本 所	2,226	"	相模原	2,154	"	竜ヶ崎	152
"	日本橋	136	"	向 島	1,174	"	小田原	151	"	土 浦	171
"	京 橋	642	"	葛 飾	3,632	"	千葉東	2,676	"	下 館	2,578
"	芝	1,090	"	江戸川北	378	"	千葉西	6,552	"	宇都宮	2,572
"	麻 布	1,846	"	江戸川南	731	"	千葉南	2,498	"	足 利	191
"	小石川	4,592	"	江東西	1,147	"	成 田	2,831	"	佐 野	1,081
"	本 郷	2,698	"	江東東	1,178	"	松 戸	4,783	"	藤 岡	1,033
"	上 野	2,259	"	八王子	7,012	"	柏	633	"	吾 妻	109
"	浅 草	2,141	"	日 野	4,155	"	市 川	613	"	佐 久	130
"	品 川	1,883	"	町 田	3,678	"	船 橋	5,766	"	上 田	1,271
"	荏 原	1,963	"	立 川	11,820	"	佐 原	2,380	"	諏 訪	261
"	大 森	1,507	"	東村山	14,366	"	銚 子	1,182	"	伊 那	124
"	雪 谷	420	"	武蔵野	1,004	"	東 金	1,976	"	新 潟	2,909
"	蒲 田	401	"	武蔵府中	1,272	"	茂 原	3,108	"	新 津	2,129
"	世 田 谷	2,450	"	横 浜 中	765	"	木 更 津	6,205	"	三 条	547
"	北 沢	4,561	"	横 浜 南	2,817	"	館 山	1,107	"	長 岡	145
"	玉 川	2,144	"	保土ヶ谷	3,065	"	甲 府	7,738	"	小 千 谷	767
"	目 黒	1,352	"	戸 塚	1,217	関東信越	浦 和	956	"	高 田	4,245
"	渋 谷	1,569	"	神奈川・港北	1,793	"	大 宮	14,638	"	村 上	136
"	新 宿	590	"	緑	4,628	"	上 尾	546	"	佐 渡	102
"	中 野	2,163	"	鶴 見	692	"	川 口	130	北海道	札幌中	406
"	杉 並	1,089	"	川崎南	1,033	"	所 沢	7,044	"	札幌北	123
"	荻 窪	4,211	"	川崎北	1,096	"	東 松 山	516	"	札幌東	404
"	板 橋	168	"	川崎西	3,500	"	秩 父	2,409	"	函 館	750
"	練馬東	3,008	"	横須賀	999	"	熊 谷	16,557	"	岩見沢	2,958
"	練馬西	3,031	"	鎌 倉	910	"	本 庄	3,451	"	旭川中	431
"	豊 島	2,202	"	藤 沢	2,597	"	春日部	2,736	"	旭川東	515
"	荒 川	4,127	"	平 塚	3,094	"	越 谷	910	"	名 寄	281
"	足 立	1,882	"	厚 木	275	"	水 戸	820	"	室 蘭	1,132

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
北海道	網走	111	東海	浜松東	372	広島	府中	655	四国	阿波麻植	1,788
"	釧路	200	"	津	6,906	"	三次	638	"	高知	950
"	根室	295	"	桑名	3,089	"	庄原	1,327	"	南国	247
仙台	安達	1,133	"	鈴鹿	2,601	"	岩国	104	福岡	福岡	195
"	須賀川	2,755	"	四日市	2,742	"	光	477	"	田川	707
"	喜多方	510	"	松阪	30,935	"	厚狭	669	"	飯塚	653
"	白河	2,298	"	伊勢	3,152	"	長門	533	"	甘木朝倉	2,017
"	いわき	378	"	伊賀	208	"	岡山東	1,359	"	大牟田	1,623
"	寒河江西村山	371	"	紀州	125	"	岡山西	2,100	"	小倉	2,361
東海	名古屋東	2,042	"	岐阜北	3,561	"	西大寺	557	"	佐賀	120
"	名古屋西	151	"	岐阜南	3,372	"	玉野	216	"	武雄	930
"	昭和	3,827	"	大垣	4,862	"	児島	1,143	南九州	熊本	2,004
"	熱田	1,403	北陸	金沢	957	"	玉島	133	"	玉名	683
"	津島	5,635	"	小松	1,734	"	笠岡	180	"	菊池	616
"	豊田	164	"	輪島	363	"	津山	503	"	阿蘇	584
"	東三河	5,726	"	福井	1,315	"	益田	375	"	臼杵	1,010
"	静岡	10,227	"	富山	1,615	四国	高松	1,922	"	加治木	173
"	清水	2,274	"	高岡	1,088	"	丸亀	910	"	種子屋久	759
"	伊豆下田	593	広島	広島東	3,284	"	小豆島	323	沖縄	那覇	4,118
"	沼津	2,036	"	広島西	514	"	新居浜	1,396			
"	三島	339	"	広島南	2,291						
"	熱海伊東	2,952	"	呉	152						
"	富士	1,148	"	海田	2,531						
"	藤枝	1,505	"	広島北	145						
"	島田	1,287	"	吉田	488						
"	磐田	1,883	"	東広島	111						
"	掛川	1,701	"	三原	357						
"	浜松西	5,888	"	福山	135						

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

応募数	100～1,000点未満	1万円
	1,000～3,000点未満	2万円
	3,000～5,000点未満	3万円
	5,000点以上	4万円

「税の標語」募集

令和元年の「税の標語」を募集します。

◆ 内容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法
 - 1 各間税会が取り纏める方法
 - 2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法
 住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。
 「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

- 応募期限 令和元年9月10日（火）
- 応募先 全国間税会総連合会事務局
〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6
白川ビル FAX 03-3437-0301
ホームページアドレス<http://www.kanzeikai.jp>

◆ 優秀作品

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

◆ 「税の標語」の活用

応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合があります。その場合には、氏名・住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、ご理解の上、ご応募ください。

◆ 「税の標語」の募集には、国税庁及び一般財団法人大蔵財務協会の後援をいただいております。

◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

「税の標語」

- ① 税金の正しい知識 身に付けて
正しく納めて よりよい社会
 - ② 消費税 子供も大人も納税者
深めていこうよ税の知識
- 住所 氏名 電話番号
所属間税会 局間連
単位間税会



この号の「広報だより」を担当させていただきます平 和明でございます。平素は間税会の活動にご理解ご支援を頂いていることを、皆様に厚く御礼申し上げます。

今回の担当について、東京局間連広報委員長としての立場から、大変重く受け止めております。なぜならば、現在の間税会に改組された平成元年から令和元年までのおよそ30年の中でも特段に広報活動に重きを置く年と認識しているからです。

過去に広報活動が特に重要と思われたのは、消費税の導入期と消費税の滞納増大期でした。事業者を対象とした物品税が廃止され、新たに全国民が対象となる間接税である消費税が導入された時は、日本では初めての税なので大規模な広報活動が必要でした。

また、間接税として事業者が一時的に預かる消費税の滞納額が大幅に膨らんだ時も同じく広く納税について告知する必要がありました。

消費税は現在の8%から10月に10%になる予定ですが、過去3%から5%、そして8%へと引き上げられた際には、購買意欲に影響があったと思いますが、特に導入期には依然として消費税の廃止運動があるなど、消費税に対する国民の理解が進まなかったことから、間税会では消費税に関する周知活動を展開し、その定着に取り組んできました。また、増税期の混乱を避けるための時限制度の広報活動にも取り組んできました。

しかし、消費税10%と共に導入される軽減税率制度は日本にとって初めての制度です。1960年代より付加価値税を導入しているヨーロッパでは定着しているものですが、日本では初めてです。したがって導入後、一般社会における影響は未知数とされます。

個人的意見ですが、実は私は導入には反対です。なぜならば軽減税率制度は古い制度で、マイナンバー・マイポータルを導入する日本には時代遅れの制度だと思えるからです。

しかしながら、軽減税率制度の導入が決定した以上、消費税の会である間税会としては、これを広報活動の最優先事項にするべきだと思っております。また時期も、10月から導入されますので7月までの広報活動が特に大切であると考えております。

各単位会の会長におかれましては、軽減税率制度について、地元での説明会や街頭広報活動等更なる広報活動の徹底をお願い致します。またその時に、

ぜひ昨年発行されました吉田一宗全間連専務理事著「やさしい消費税軽減税率制度のポイント解説」の活用をお願い致します。

この本は間税会が消費税の会であることを一般に知って頂ける唯一の出版書であり、税理士や会社の経理担当者などが読む専門書ではなく、あくまで一般消費者の目線に立って書かれた解りやすい本なので、これがあれば会員や一般の方からの様々なご質問にも対応出来ると思います。

街頭広報における軽減税率制度のクイズの全問正解者に景品としてお渡しした時も大変好評を得た実績もあり、この本が会の知名度向上に役立つツールでもあるので、単位会理事の皆様には一人一冊は持って軽減税率制度の広報活動にお役立て頂きたく宜しくお願い致します。

また、来年度は消費税10%に伴い滞納額の増大が見込まれます。間税会としての最優先課題の一つは消費税滞納防止なので、消費税期限内完納運動の徹底も重ねてお願い致します。

通常の活動としては、間税会広報活動の基幹事業である「税の標語」の募集、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布をお願い致します。

「税の標語」は国税庁の後援事業となり、納税貯蓄組合の「税の作文」、法人会の「税に関する絵ハガキコンクール」と並ぶ事業として今後納税道義向上のための租税教育に益々重要になると思われま。去年は40万点台の応募数でしたが、今後50、60万点台と発展して行きたいと望んでおります。

「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルは今年から消費税率が10%の表記に変わり、こちらも間税会をPRする大変重要なツールであります。100万部印刷しておりますが、今後110、120万部の増刷も望んでおります。

そして国税にとって最重要であるe-Taxの利用促進も改めてお願い致します。最終的には、あくまでも理想ではありますが利用100%を目指してご協力をお願い致します。

最後に会員の皆様には、広報活動のご協力を重ねてお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸、事業のご繁栄を心より祈念致しまして、広報だよりを締めくくらせて頂きます。



常任理事会開催される

去る1月24日(木)開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議事内容は、次のとおりです。

1 共通関係

- (1) 今年の課題について、説明がありました。
- (2) 平成31年(2019年)全間連会議・行事計画が提案どおり了承されました。
また、第46回通常総会は南九州間連が担当で行うことが了承されました。
- (3) 納税功労表彰受彰祝賀会の開催について説明があり、了承されました。
- (4) 平成30年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について説明があり、了承されました。
- (5) 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及及び定着に向けたお願いについて説明があり、了承されました。
- (6) 活性化等推進費の支給対象等について説明があり、了承されました。

2 広報関係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの作成等について説明があり、了承されました。
なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、全間連から各局間連等への送付は9月上旬を目途とされました。
- (2) 本年も全間連の主要行事の一つとして「税の標語」の募集と活用に積極的に取り組むとともに、入選作品数を235点から285点に増やすこととされました。
なお、応募期限は9月10日(火)とされました。

3 税制関係

- (1) 平成31年度税制改正大綱について説明があり、了承されました。
- (2) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、平成31年度の税制改正等に向けての提言活動・日程について説明があり、了承されました。
- (3) 消費税等に関するアンケート調査について、平成31年の消費税等アンケート調査について説明があり、了承されました。

全間連の主な動き (31. 1. 24 ~ 4. 3)

- 1月24日(木) 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会
東京 事務局
- 2月7日(木) 第15回モデル会会長会同
東京 事務局
- 4月3日(水) 企画会議
東京 事務局

第46回通常総会

(中津大会)のご案内

南九州間税会連合会 会長 池部 正紀

全間連第46回通常総会は、南九州間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

当連合会では、皆様方に楽しんでいただける大会となるよう鋭意準備を進めておりますので、会員の皆様の多数のご参加を心よりお待ちしております。

記

- 1 開催日 令和元年9月20日(金)
- 2 会場 ヴィラルーチェ中津及びグランプラザ中津(大分県中津市)
- 3 次第 正副会長会議 12:30~13:30
(ヴィラルーチェ1階
リストランテ・ヴォーノ)
常任理事会 13:40~14:20
(ヴィラルーチェ2階
アンジェロ)
青年部総会 13:50~14:20
(グランプラザ2階
ザ・ボールルーム)
女性部総会 13:50~14:20
(グランプラザ2階
ザ・グランルーム)
通常総会 14:30~15:50
(ヴィラルーチェ1階
ヴィラスイート)
記念講演 16:00~17:00
(ヴィラルーチェ2階
アンジェロ)
懇親会 17:10~18:30
(ヴィラルーチェ1階
ヴィラスイート)

納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会開催される



藤井国税庁長官

平成31年1月24日(木)東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会が開催されました。

祝賀会では、叙勲等受章者7名、財務大臣表彰受彰者8名、国税庁長官表彰受彰者13名、国税局長表彰受彰者39名の方々に、大谷会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席いただいた国税庁長官の藤井健志様からご挨拶をいただいた後、日本税理士会連合会会長 神津信一様の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々を交え、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

※本年10月1日から実施予定である「区分記載請求書等保存方式」の場合

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年		摘要	税区分	借方	
月	日			(円)	
11	30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事(株)		①
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円（税込）		
⑤	〇〇御中	
日付	品名	金額
11/1	魚 惣	5,400円
11/1	牛肉 惣	10,800円
11/2	お弁当	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用回線】 フリーダイヤル 0120-398-111 または 0570-081-222

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用回線】 フリーダイヤル 0120-205-553 または 0570-030-456

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

上記専用回線のほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイドンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



事業者の皆様！
準備はお済みですか？

本年(2019年)10月1日から
消費税の**軽減税率制度**が実施されます。
仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、
・飲食料品(酒類・外食を除く)
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。

CHECK 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合も、
例えば、飲食料品等の仕入がある
場合は、帳簿上、軽減税率対象で
ある旨を明記する必要があります。



レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となる場合があります。

CHECK 軽減税率対策補助金
が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向け
に複数税率対応レジの導入等を支援
します。ぜひご活用ください。



軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。

全国で開催されています。日程・場所等の情報
は下記よりご確認ください。

軽減税率制度説明会

検索



軽減税率制度についてはこちら

軽減税率 国税庁

検索



軽減税率対策補助金についてはこちら

軽減税率対策補助金

検索



財務省 www.mof.go.jp



事業者の
皆さまへ

10月1日
消費税税率引上げ前後の値上げ・値下げ

こんな値付けはNGとっていませんか？



「10月1日以降2%値下げ!」という
値下げセールをしたらダメ?

大減价
20/1以降
2%OFF
SALE
▶ **OK!!**

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元」
「消費税はいただきません!」など、消費税と直接関連した広告です。
10月から値下げセールを行っても構いませんし、
「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、
消費税と直接関連しないので、NGではありません。

10月1日より前の値上げは、
便乗値上げになるからダメ?

?
コストが上昇
商品を値上げしても
いいのかな?
▶ **OK!!**

問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりや
コストの増加に対応して値上げを行うなど、
経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。
合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、
必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?

¥3,000
(税抜)
▶ **OK!!**

問題ありません。
消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、
税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

これは
NG

- 事実と反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

OK? NG?
迷った時は

- セール・「今だけお得」関係 — 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)
- 便乗値上げ関係 — 消費者庁消費者調査課 03-3507-9196
- 価格表示関係 — 財務省主税局税務第二課 03-3581-4111(代表)
- 転嫁拒否関係 — 公正取引委員会消費税率転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表)
- 中小企業庁消費税率転嫁対策室 03-3501-1511(代表)

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。

より詳しい内容についてはこちら

価格設定 ガイドライン
転嫁対策 事業者向け パンフレット

検索

財務省・内閣官房